

山梨労基発 0700 第 号
令和 6 年 7 月 日

県内ハウスメーカー事業所 あて

山梨労働局労働基準部長

建設業における時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備について

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業におきましては、これまで猶予されていた、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が本年4月1日から適用されております（同封したチラシを御覧ください。）。

建設業におきまして、上限規制の適用に向けて時間外・休日労働を削減するためには、建設業者の自主的な取組はもちろんのこと、発注者の皆様の御理解と御協力が必要です。

当局におきましては、上限規制の適用に向けて、県内の業界団体や公共工事の発注機関等と意見交換等を実施してまいりましたが、このような場におきまして、民間工事の発注者の皆様の御理解がなかなか進んでいないとの意見も寄せられているところです。

つきましては、県内で民間住宅の建設事業を行う皆様方におかれましても、協力業者に工事を発注する際に、長時間労働の原因になり得る、著しく短い工期設定をしないなど、時間外労働の上限規制の適用に向けて、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。